

埼 教 互 第 6 4 号
令和5年6月23日

所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

公務員賠償責任保険の募集案内について（通知）

日頃、当互助会の事業につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当互助会で取り扱っている公務員賠償責任保険は、令和5年10月1日をもって契約期間が満了となるため、下記のとおり本年度の募集を行います。

つきましては、貴所属の会員へ御案内くださるようお願いいたします。

また、お忙しいところ大変お手数ですが、会員から提出された加入申込票の取りまとめについてもよろしくお願いいたします。

記

1 本保険の概要

公務員賠償責任保険とは、公務員としての職務の遂行に起因する住民訴訟や民事訴訟等に対して、法律上の損害賠償金や争訟費用等の個人の経済的負担を補償する、任意加入の団体保険です。

詳細は互助会ホームページ (<https://gojo-saitama.jp/>) でご確認いただけます。また、ホームページ上に保険について案内動画を掲載しております。

2 加入対象

一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員のうち、地方公務員の身分を有する方。

3 送付物

(1) パンフレット・加入申込票

互助会員へ配布をお願いします。（令和5年5月17日時点の互助会員数、予備2部を同封しております。）

(2) 返信用封筒

1枚。加入申込票の提出に御利用ください。

(3) 既加入者宛て募集案内一式

既加入者がいる所属のみ同封しています。該当者へお渡しください。

(4) ポスター

1枚。掲示等していただき保険の周知にご活用ください。

4 募集期間

令和5年7月3日(月)から令和5年9月13日(水)まで

5 保険期間

令和5年10月1日午後4時から令和6年10月1日午後4時まで

※ 以後、保険期間1年(毎年10月1日から1年間)で自動更新となります。

6 申込方法

別添「公務員賠償責任保険加入申込票」を募集期間末日までに、所属でとりまとめの上、返信用封筒で下記担当へ御提出ください。

なお、加入内容を変更せず継続加入する場合は、加入申込票の提出は必要ありません。プラン変更、脱退を希望する場合は、募集期間内に加入申込票を提出してください。

また、加入申込票が不足する場合は、互助会ホームページ (<https://gojo-saitama.jp/>) から印刷し、御利用ください。

7 保険料の払込方法

(1) 県費支弁職員

加入プランの年間保険料を令和5年11月分給与から控除します。控除結果は給与支給明細書でご確認ください。

(2) 県費支弁職員以外(さいたま市教員等)

令和5年9月に互助会から依頼通知及び振込依頼書を送付しますので、通知に従い払い込み手続きをお取りください。

※ 教育局課付派遣により給与が派遣先から支給される場合も(2)県費支弁職員以外に含みます。

8 問い合わせ先

(1) 加入手続きについて

一般財団法人埼玉県教職員互助会

(埼玉県教育局教育総務部福利課互助福祉担当)

TEL 048-830-6706 (平日8:30~17:15)

(2) 保険の詳細について

公務員賠償責任保険専門代理店 ライフサポート株式会社

TEL 048-653-0111 (平日9:00~17:00)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 埼玉支店さいたま第一支社

TEL 048-855-5916 (平日9:00~17:00)

※公務員賠償責任保険について、訪問説明を希望される場合、保険会社または代理店の職員が所属所へ訪問することもできますので、互助会までご連絡ください。

※令和5年10月より取扱代理店が変更となりました。保険内容についてお問い合わせの際は問合せ先にご注意ください。

問い合わせ

さいたま市浦和区高砂 3-14-21

福利課互助福祉担当 吉水

TEL 048-830-6706